

居宅介護支援(介護予防支援)重要事項説明書

1 運営法人及び事業所の概要

会社名	合同会社 札幌介護
所在地	〒063-0036 札幌市西区西野6条1丁目6番23号
法人の代表者	代表社員 熊木 章次
連絡先	代表: 011-699-6895 直通: 080-5588-7155※24時間体制
介護サービスの種類	居宅介護支援・介護予防支援
事業所名・事業所指定番号	札幌介護相談センター 【0170405005】
管理者	熊木 章次
通常のサービス提供地域	札幌市内の中区 北区 東区 西区 手稲区

2 事業所の職員体制等

内 訳	職種	従事する業務	人 員
	管理者	業務全般の管理	1名(常勤兼務)
	主任介護支援専門員	人材育成・ケアプランの作成	1名以上(常勤)
	介護支援専門員	ケアプランの作成	1名以上(常勤)

3 営業時間

営業日	土・日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く日
営業時間	月・金 9:00～17:00 ・火～木は16:00まで
サービス提供時間	月・金 9:00～17:00 ・火～木は16:00まで
営業時間外	留守番電話にて翌営業日に対応

4 運営方針

事業所は、要介護状態になったご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅介護支援(介護予防支援)サービスを提供します。

5 サービス内容

- (1) 介護支援専門員がご利用者・ご家族の置かれた状況を考慮してケアプランを作成します。
- (2) ご利用者・ご家族、サービス事業所などとの連絡調整を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握し、目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業所などと連絡調整を行います。
- (3) ご利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めたりケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めたりすることは可能で、口頭での説明においても懇切丁寧かつ十分な説明を行います。なお、この内容をご利用者・ご家族に説明するに当たっては、理解したことについて交付した文書に署名をいただきます※弊所の各サービス利用調整の割合は別紙3参照
- (4) ご利用者が病院・診療所に入院する場合には、ご家族の協力も受け日常生活・ケアプランにおけるサービス情報をこの医療機関に提供して入退院時の支援をなし、退院後の円滑な在宅生活を支援します。
- (5) 当事業所は特定事業所加算の要件を満たす場合に加算算定をする場合があります。
特定事業所とは、定期的な研修会の参加や地域包括支援センターとの連携、支援が

困難なケースの受け入れ、人材の育成に協力する等の取り組みを事業所として実施しております。※別紙1参照

6 虐待の防止について

当事業所は、虐待の防止について以下の取り組みをしています。

- ・虐待防止に関する責任者を選定し、委員会を設置すること
　虐待防止に関する責任者 熊木 章次
- ・成年後見制度の利用を支援すること
- ・苦情解決体制を整備すること
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施す

7 業務継続に向けた取組の強化

当事業所は、業務継続に向けたに取り組みの強化をしています。

- ・感染症委員会の設置及び6ヶ月に1回の委員会の開催
- ・感染症による指針の整備、研修、訓練の実施
- ・非常災害対策（計画、関係機関との連携体制など）
- ・従業者に対する研修を実施しています。

8 ハラスメント対策の強化

当事業所は、ハラスメント対策の取り組みをしています。

- ・方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備
- ・外部・内部研修、外部専門家による助言等

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症対策の取り組みをしています。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- ・6ヶ月に1回の感染症対策委員会の開催及び指針の確認、見直しの実施

9 サービスの管理者等

サービスの管理者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合は、どんなことでもお寄せください。

〈管 理 者〉

氏 名 : 熊木 章次 (くまき あきつぐ)

連絡先 : 011-699-6895 直通 080-5588-7155

10 ご利用者負担金

- (1) 介護保険に加入している利用者につきましては、事業者が介護保険に対しての請求となります(法定代理受領)ので、利用者負担金は発生しません(無料)。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料金に基づく金額です。
- (3) 介護保険未加入の場合は全額自己負担になります。(1ヵ月1万4千円~1万7千円程度)

11 ご利用者に連絡いただくべき事項

次の場合は、速やかに当事業所にご連絡ください。連絡を怠った場合は、ご利用者が費用を一時的に立て替えることになる場合もありますので、ご注意ください。

- (1) 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- (2) 要介護認定の更新申請・区分変更申請・サービスの種類指定変更申請を行った場合
- (3) 生活保護を開始又は廃止する場合
- (4) 事業者やサービスの種類が「ケアマネジメント」と異なる場合
- (5) 「ケアマネジメント」に位置付けられていない短期入所生活介護にあっては、その内容
- (6) ご入院された場合は担当ケアマネジメントに連絡いただくと共に、入院先の医療機関へ担当ケアマネジメントがいることをお伝え願います。※別紙2参照

12 ご利用者の個人情報使用の同意

ご利用者及びご家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限度の範囲内で使用することに同意する。

(1) 使用する目的

ご利用者のための「ケアマネジメント」に沿って円滑にサービスが提供されるために実施されるサービス担当者会議・事業所内部におけるケアソフレス・研修会或いは介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合。※ビデオ会議システムの利用による会議も含む

(2) 使用する事業者の範囲

「ケアマネジメント」に定められた事業者並びに担当ケアマネジメントが情報提供が必要だと判断した者に対して

(3) 使用する期間

契約書の有効期間

(4) 条件

ア 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

イ 個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録しておくこと。

(5) その他

本書面にない事項については個人情報保護法によるものとする。

※上記の内容を電磁的な方法にて記録保存を行う場合がある。

13 サービスに関する苦情相談

(1) 当事業所が行うサービスについての相談・苦情を下記窓口にて承ります。

【利用者様相談窓口】

札幌介護相談センター 担当：熊木 章次

- ・電話の場合 代表：011-699-6895 直通：080-5588-7155
- ・面談の場合 場所：〒063-0036 札幌市西区西野6条1丁目6番23号

苦情担当者は責任をもって調査し、改善に努めます。

(2) 前項の相談或いは苦情の申し出などについては、速やかに誠実な対応や改善の処置を行い、その経過等についても、正確に記録し5年間保存します。

(3) 当事業所以外に、市役所・区役所・国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※ 以下 連絡先電話番号

1 札幌市役所	011-211-2111	(介護保険課)
2 区役所 中央区役所	011-231-2400	(保健福祉課)
〃 北 区役所	011-757-2400	(保健福祉課)
〃 東 区役所	011-741-2400	(保健福祉課)
〃 西 区役所	011-641-2400	(保健福祉課)
〃 手稲区役所	011-681-2400	(保健福祉課)
3 北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175	(苦情処理担当)

14 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により、緊急事態や事故が発生した場合は速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 状況によっては、ご利用者の主治医や医療関係への連絡をし、医師の指示を受ける場合もあります。
- (3) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (4) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、責めの原因が当事業所にあると認められる損害が生じた場合は、速やかにご利用者に対して当事業所の加入している損害賠償責任保険の範囲内で損害を賠償します。
- (5) 事故が生じた際には、都度その状況把握・原因解明を行い、再発防止の為の対策を講じます。
- (6) 尚、全ての対応終了後に、状況・対応経過・再発防止対策を記録した事故報告書を作成し、今後の再発防止に努めます。
- (7) 必要に応じて札幌市へ報告します。